

## 旧ただし書き方式移行に伴う経過措置（平成 23・24 年度実施）

旧ただし書き方式への移行に伴う経過措置として、国民健康保険料所得割額の算定基礎となる「旧ただし書き所得」について、次の減額計算を行った。

- ①住民税非課税者については、旧ただし書き所得から、その 75% を減額する。
- ②課税標準額が 100 万円以下で、旧ただし書き所得が課税標準額の 1.5 倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の 1.5 倍を超える部分の 50% を減額する。
- ③課税標準額が 100 万円超で、旧ただし書き所得が課税標準額の 1.5 倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の 1.5 倍を超える部分の 25% を減額する。

※非自発的失業者の場合、旧ただし書き所得及び課税標準額は、給与所得を 100 分の 30 として算定したものとする。

